



### 新年の「あいさつ」

年頭にあたり、本省の主な施策について、所信の一端を申し述べます。

第一に、土地対策  
東京都商業地に端を発した地価高騰は、やや沈静化の兆しが見られるものの、地方主要都市にも波及しつつあり、現下の内政上の最大の課題の一つです。

このため住宅、宅地供給の計画的推進、都市再開発等の促進、大規模開発プロジェクトの推進等土地供給を促進するための施策を強力に推進するとともに、土地取引の適正化の措置や、さらには諸機能の地方分散のための施策についても鋭意推進していきます。

第二は、地域開発施策の推進(略)

第三は、都市対策  
情報化の進展、産業の高度化の中で、都市は人間性豊かな生活の場および経済社会活動を支える場として

# 建設省の八大施策

## 建設大臣 越智 伊平

住宅団地の開発の推進、再開発の推進等による良好な市街地の一体的整備の推進等各般の施策を講じ、魅力と活力ある地方都市の整備を図ってまいります。

第四に、住宅・宅地対策  
住宅対策につきましては、用、街路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備、避難地等の整備、建築物の不燃化促進等による都市の防

住宅団地の開発の推進、再開発の推進等による良好な市街地の一体的整備の推進等各般の施策を講じ、魅力と活力ある地方都市の整備を図るほか増改築の促進等を図る住宅ストックの有効活用、木造住宅の振興等の施策の充実を図ってまいります。

次に宅地対策につきましては、大都市圏を中心として、公的宅地開発の計画

住宅団地の開発の推進、再開発の推進等による良好な市街地の一体的整備の推進等各般の施策を講じ、魅力と活力ある地方都市の整備を図るほか増改築の促進等を図る住宅ストックの有効活用、木造住宅の振興等の施策の充実を図ってまいります。

次に宅地対策につきましては、大都市圏を中心として、公的宅地開発の計画

住宅団地の開発の推進、再開発の推進等による良好な市街地の一体的整備の推進等各般の施策を講じ、魅力と活力ある地方都市の整備を図るほか増改築の促進等を図る住宅ストックの有効活用、木造住宅の振興等の施策の充実を図ってまいります。

次に宅地対策につきましては、大都市圏を中心として、公的宅地開発の計画

## 強固な基幹産業に

### 建設省経済局長 牧野 徹

皆様方におかれましては、平素より、建設業の果たす経済的、社会的役割の重要性をご認識され、建設行政の推進に特段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

最近の我が国の経済の状況

況をみますと、円高により深刻な打撃を受けました。が、徐々に回復基調にありつつあります。また、本年度の補正予算および六十三年度の政府予算案においては、内需拡大のため、積極的な財政措置が講ぜられたこと

ろであります。住宅建設および民間の設備投資の順調な伸びもあって長い間低迷を続けてきた建設一般の投資も六十二年見込額で約五十八兆六千億円と前年度比約一割増を達成する勢いであります。これは、



長崎の蛇踊り

即ち今年度から六十兆円産業就業人口五百三十万人の幅広い関連分野を擁する我が国のまさに基幹産業と申すべく、安全で快適な国土の創造の担い手として建設業一に対する国民の期待はますます高まって参りました。この期待に応えていくためには、何よりもまず当業界の自助努力が重要であり、個別企業の合理化、近代化への取り組みを通じて、魅力と活力ある産業へと脱皮していかねばなりません。

建設省といたしましてもこうした各位のご尽力を支援する諸施策を強力に推進して行く所であり、特に昨年は、中央建設業審議会より「今後の建設業政策の在り方について」と題して二回にわたる答申をいただきました。

これらの答申の基本理念は、建設市場に不当に参入している不良、不適格業者

## 転載ろんだん

建設省は、さきの閣議で「公共事業に使う建設資材の値上がりがひどいので価格上昇に努めてもらう」と通産省に注文をつけたの

「公共事業に使う建設資材の値上がりがひどいので価格上昇に努めてもらう」と通産省に注文をつけたの

「公共事業に使う建設資材の値上がりがひどいので価格上昇に努めてもらう」と通産省に注文をつけたの

## 資材の異常高騰

が、一部とは言え、混乱がみられたり納期遅れさえ生じかねぬのだから、正常とは言えぬだろう。これで

が、一部とは言え、混乱がみられたり納期遅れさえ生じかねぬのだから、正常とは言えぬだろう。これで

が、一部とは言え、混乱がみられたり納期遅れさえ生じかねぬのだから、正常とは言えぬだろう。これで

## 組合のしおり

認可庁 建設大臣、大阪通商産業局長(共管)

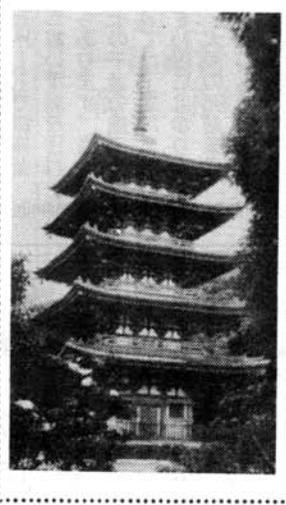
設立日 昭和50年8月4日

設立目的 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として行います。

地区 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、及び滋賀県

主な事業

理事長 菅本博  
副理事長 濱田政義  
副理事長 山中武信



至鉛メッキアングル製フランジを取付けた

# NPファブリダクト-FL

略称 N.F.D-FL

ファブリダクト・シリーズにフランジを取付けた「ニッパンファブリダクト-FL」はダクト組立工程の短縮・省力化を大巾に推進した画期的な製品です

発売元

## 日本鐵板株式會社

大阪支店 大阪市東区大川町1(日土地産屋橋ビル)  
TEL 大阪 (06) 203-5691(大代) 〒541

- (1) 共同購買事業：組合員の取扱う資材及び工具類を登録業者より共同購入するもので、当組合の経済事業中、主柱と申せま
  - (2) 共同受注事業：組合員の取扱う空調設備工事を共同受注するもので、当面官公需を重点に進めてお
  - (3) 共同金融事業：組合員に対する事業資金の貸付(長期、短期)及び手形割引を主として行なうものです。
  - (4) 教育情報事業：組合員の事業に関する経営及び技術の向上、または知識の普及、研修を図るものであります。
  - (5) 福利厚生事業：組合員の懇親を図るとともに慶弔を行うものであります。
  - (6) 協約締結事業：組合員の経済的地位の改善のために団体協約を行うものであります。
- 事務所 大阪市北区神山町
- 〇 昭和五十七年以降ダクト板金作業実技試験での大阪府協力団体指定を受けました。
- 〇 昭和五十五年、労働省より建設雇用改善モデル組合指定を受けました。
- 〇 昭和五十六年度、大阪府による業界診断に中心的役割を果たしました。
- 〇 昭和五十七年より日夕連会長組合としてご支援中です。
- 〇 昭和五十四年度、全国中小企業団体中央会よりモデル組合指定を受けました。
- 〇 昭和五十五年、日夕連発起人組合として、同連合会の創立に関与しました。
- 加入団体 大阪府中小企業団体中央会  
ダクト工業協同組合連合会
- 電話〇六一三二一〇〇四  
六六・五五〇八

# 法制研究

## 近代的な元請・下請関係

### 建設省通達「指導要綱」説明会から

建設工事は、各種の工事の組み合わせにより総合的に施工されるもので、工場の内容、規模等によつては下請による施工が不可避であることが少なくありません。

下請により工場の一部が施工される場合は、元請は下請による工場の的確な施工を確保しなければなりません。

このため、元請は、優良な下請を選定し、この者と合理的な元請・下請関係を確立する必要があります。

また、下請においても、元請との契約に従つて的確な工場の施工を期するため施工能力の向上、雇用管理、労働安全管理等の改善を図らなければなりません。

さらに元請においては、下請において講じられるこれらの措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行う必要があります。

これらのことは、その工場の的確な施工を確保するために必要であるばかりではなく、下請のうち、より良い企業がより良く発展することを可能にし、下請の健全な発展、ひいては元請および下請を含む建設業全体の発展にもつながること

### 下請代金の適正化について

#### 建設省から建設業者団体へ通達

工事代金の支払いに関し、前記の要綱に明らかなところですが、年末に建設省は、重ねて次のような通達を各建設業者団体宛に届けて周知方を申し入れてこられたので再掲しました。

「下請代金の適正化について」

補正追加が行われたこと等もあり、建設需要は全国的に堅調に拡大している。しかし、年末を控えて一層の資金需要の増大が予想される等の理由から、中小下請建設業者の経営困難があらためて懸念されることである。

ついては、建設業法第一九条に定める事項を記載した契約書を作成すること、④元請負人の地位を不当に利用して、原価に満たない請負代金額で下請契約

を締結しないこと、⑤その他公正な下請契約を締結すること、⑥もちろん、特に次の事項に十分留意し、下請代金の支払いの適正化等に一層努められるよう、貴会さん下請建設業者に対する指導を徹底されたい。

記

(1)元請負人が前払い金の支払いを受けたときは、下請負人に対しても資材の購入、労働者の募集その他建設工場の着手に必要な費用を前払い金として支払うよ

う適切な配慮をすること。

(2)下請代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、当該支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとする。

また、中小零細な資材製造業者に対する資材代金の支払いに当たっては、特に公共工事においては現金で前払いがなされること

から、資材の製造原価に占める直接労務費の比率を勘案して、同様の配慮を行うこと。

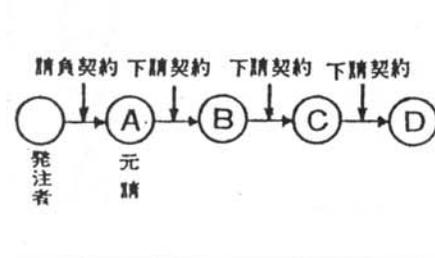
(3)元請負人は、下請代金の支払いのために振り出す

手形の期間を原則として二十日以内とし、さらに経営環境の好転に即応しつづ短縮するよう努力すること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(4)元請負人は、下請負人が倒産、資金繰りの悪化等により下請工場の施工に関し再下請負人、労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払い等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。

(5)右記のほか、建設業法および元請・下請関係の合理化に関する諸通達を遵守すること。

(以上)



④技能工が不足、年齢構成は高い一等でしょう。ですから、元請は安心して工事を頼めるよう下請を十分に指導、援助することが求められます。

下請の経営の基礎は労働力にあると申しても過言ではありませんが、その人的面では年々脆くなる一方で、だから下請自身が、何よりも経営を近代化させ、雇用改善に真剣に取り組むことが急務であります。

この要綱で元請というものは、下請契約の注文者であり、下請というものは、受注者です。図示すれば、Aは一次下請であると同様にCに対する関係は元請・Cは二次下請であると同様にDに対しては元請・Dは三次下請です。

従つて、本要綱では、Aには元請についての規定のみが適用されますが、BとCには元請と下請双方の規定が適用されるわけです。

「一括下請はやめましょう」

(1) どうして一括下請けはいけないのでしょうか。注文者は、建設業者を営む皆さんの建設業者の中から、この注文者の信頼を裏切らない建設業者を選定すべきです。

また、一括下請けは、建設工場の責任の所在が不明確となる。

③不合理な利潤が往々にしてとられ、この結果、実際に工事を施工する建設業者の経営が圧迫され、下請や現場で働く労働者の労働条件が不利なものとなりがちである。

④商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招き、建設業者の健全な発展が阻害される一などの多くの弊害が伴います。

(2) 次に一括下請とはどのような場合を言うのでしょうか。

建設工場の施工の形態はいろいろであり、具体的にどのような場合に一括下請となるかは簡単には言い表せませんが、従来の行政実例からみて、次の場合には一括下請に当たるものと考

えられます。

①自己の請負った建設工事を、そっくりそのまま他人に請負させた場合

②自己の請負った建設工場の主体的な部分をとりまわめて他の一人の建設業者に請負させた場合

③自己の請負った建設工場の一部を下請させた場合で、その一部の工事が普通一件の独立した工事として発注することができるような場合。

これに対して、工事全体を下請させる場合であつても、自ら総合的な企画、調整、指導を行っている場合は、一括下請に該当しないものと解されます。

(3) また、不必要な重層下請は、一括下請のもとになりかねませんし、一括下請と同じような弊害があります。従つて、不必要な重層下請もやめるようにしましょう。

優良な下請の選定基準

下請による的確な建設工場の施工を確保するために、如何にして優良な下請を選定するかが最も重要な要素となります。

そこで、どのような点に注意して下請を選定すべきでしょうか。

まず、建設業法の規定による営業の許可を受けているかどうか、営業の禁止または停止を受けていないかを注意することは、元請として当然のことです。

そのうえで

(1) 施工能力

(2) 雇用、および労働安全衛生管理の状況

(3) 労働福祉の状況

(4) 下請との取引の状況などに注意して、優良な下請を選定すべきです。

これらを具体的に示すならば、次の十二項目について十分調査し、すべて満たされている者を下請として選定すべきです。

①過去における工事成績が優良であること

②その工事を施工すること

足りる技術力を有すること

③その工事を施工すること

④その工事を施工すること

⑤その工事を施工すること

⑥経営内容が不安定であると認められないこと

⑦事業場ごとに雇用管理責任者が任命されていること

⑧一の事業場に常時十人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること

⑨過去において労働災害をしばしば起こしていないこと

⑩賃金不払いを起こすおそれがないと認められること

⑪現に事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させている者にあつては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること

⑫工事の性質上、工事の一部が再下請されると認められる場合にあっては、下請代金不払いを起すおそれがないと認められること。

この要綱は、以上の趣旨にかんがみ、元請および下請が講ずべき措置に関する指針として最少限の必要な事項を定めたものであり、以下簡約しましょう。

元請は、その施工する工場の一部を下請にまかせるのですから、是非とも優良な下請に工事を頼むことが必要です。一方、下請の現状はと申すと、数々の問題点を持っています。

例えば

①大部分は小規模、零細企業

②収益力が劣り、資金力も弱い

③労働条件、労働福祉に立ち遅れがある

要綱は建設業者自身のもの

建設業は、我が国経済社会の発展にとって、不可欠な重要産業です。

このため国においては、健全な発展を推進するため種々の施策に加えて、守るべき具体的な要綱が、政府はもち論、地方でも作成されつつあるのです。

この要綱に定められたことは、下請のためばかりでなく、元請のためにも利益になることとなります。

だから建設業者を営む皆さんは、これを与えられたものとしてではなく、ご自身が明るい将来を切り開くため、なんとしても守つてゆくのだから決意を固めるよう切望されます。

一括下請はやめよう……

この要綱で元請というものは、下請契約の注文者であり、下請というものは、受注者です。図示すれば、Aは一次下請であると同様にCに対する関係は元請・Cは二次下請であると同様にDに対しては元請・Dは三次下請です。

従つて、本要綱では、Aには元請についての規定のみが適用されますが、BとCには元請と下請双方の規定が適用されるわけです。

「一括下請はやめましょう」

(1) どうして一括下請けはいけないのでしょうか。注文者は、建設業者を営む皆さんの建設業者の中から、この注文者の信頼を裏切らない建設業者を選定すべきです。

また、一括下請けは、建設工場の責任の所在が不明確となる。

③不合理な利潤が往々にしてとられ、この結果、実際に工事を施工する建設業者の経営が圧迫され、下請や現場で働く労働者の労働条件が不利なものとなりがちである。

④商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招き、建設業者の健全な発展が阻害される一などの多くの弊害が伴います。

(2) 次に一括下請とはどのような場合を言うのでしょうか。

建設工場の施工の形態はいろいろであり、具体的にどのような場合に一括下請となるかは簡単には言い表せませんが、従来の行政実例からみて、次の場合には一括下請に当たるものと考

えられます。

①自己の請負った建設工事を、そっくりそのまま他人に請負させた場合

②自己の請負った建設工場の主体的な部分をとりまわめて他の一人の建設業者に請負させた場合

③自己の請負った建設工場の一部を下請させた場合で、その一部の工事が普通一件の独立した工事として発注することができるような場合。

これに対して、工事全体を下請させる場合であつても、自ら総合的な企画、調整、指導を行っている場合は、一括下請に該当しないものと解されます。

(3) また、不必要な重層下請は、一括下請のもとになりかねませんし、一括下請と同じような弊害があります。従つて、不必要な重層下請もやめるようにしましょう。

優良な下請の選定基準

下請による的確な建設工場の施工を確保するために、如何にして優良な下請を選定するかが最も重要な要素となります。

そこで、どのような点に注意して下請を選定すべきでしょうか。

まず、建設業法の規定による営業の許可を受けているかどうか、営業の禁止または停止を受けていないかを注意することは、元請として当然のことです。

そのうえで

(1) 施工能力

(2) 雇用、および労働安全衛生管理の状況

(3) 労働福祉の状況

(4) 下請との取引の状況などに注意して、優良な下請を選定すべきです。

これらを具体的に示すならば、次の十二項目について十分調査し、すべて満たされている者を下請として選定すべきです。

①過去における工事成績が優良であること

②その工事を施工すること

足りる技術力を有すること

③その工事を施工すること

④その工事を施工すること

⑤その工事を施工すること

⑥経営内容が不安定であると認められないこと

⑦事業場ごとに雇用管理責任者が任命されていること

⑧一の事業場に常時十人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること

⑨過去において労働災害をしばしば起こしていないこと

⑩賃金不払いを起こすおそれがないと認められること

⑪現に事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させている者にあつては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること

⑫工事の性質上、工事の一部が再下請されると認められる場合にあっては、下請代金不払いを起すおそれがないと認められること。

MEZフランジがダクトの製作施工を大巾に変えた。

フランジの「ソリ」加工によりリークの無い4本ボルト締めダクトの接続が可能になるのです。

メッツトータルシステム 強靱・軽量・短工期

Luwa ジャパンルーワ株式会社

MEZ部

本社 名古屋市東区東桜一丁目10番37号 久屋ビル 千481  
電話 代表 (052)962-2611

大阪営業所 大阪市東区南船場4丁目44番地1 河崎ビル 千541  
電話 代表 (06)261-0931

日本鋼管株式会社 指定商社

中鋼株式会社

トースチル株式会社

日本鋼管ダクト用亜鉛鉄板 亜鉛鉄板平板・表面処理鋼板 カラーコイル トーアのアンクル

鉄鋼一・二次製品 建材製品

浪華商事株式会社

大阪支店 大阪市淀川区十八条3丁目15番3号 TEL (06)394-3341代 FAX (06)394-3347

本社 東京都江東区新大橋1丁目11-4 TEL (03)634-4151

(3面からつづく)  
そこで建設法でも請負契約においては、工事内容や請負代金の額など十三項目について取り決めをしておかなければならないことになっています。  
従って下請契約においても当然これを守らなければなりません。下請工事ごとに元請と下請とで下請契約を作るのは手間がかかり実質的ではありません。そこで中央建設審議会は第一次下請の標準的下請契約を念頭に置いて、建設工事標準下請契約約款を作成しました。この契約は、建設法の規定に沿っているだけでなく、元請・下請関係合理的なものとするためにも、いろいろ配慮して作られています。

また、建設法において、下請契約に關して次の事項が定められています。  
(1) 工事を施工するためには、資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払い金として支払うようにならなければならない。  
(2) 元請は出来形部分に對する支払い、または工事完成後における支払いを受けたときは、その支払いの對象となつた建設工事を施工した下請に對して、元請が支払いを受けた金額の出来形に對する割合および、その下請が施工した出来形部分に相應する下請代金を、その支払いを受けた日から一月以内で、かつ、

できる限り短い期間内に支払うようにならなければならない。  
(3) 元請は、前払い金の支払いを受けたときは、下請に對して、資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払い金として支払うようにならなければならない。  
(4) 特定建設業者が元請となつた下請契約における下請代金の支払いは、引き渡しの申し出の日から起算して五十日以内で、できる限り短い期間内に定めよう。

このほか、いろいろな事項が定められています。建設業者として当然の責務といえましよう。  
④ 手形期間は、できる限り短い期間とすること。  
下請代金の支払い方法については、下請契約の中で明確にさせておくべきです。その場合に、できる限り

守るべきであるとされている事項(一括下請の禁止等、下請の選定、合理的な下請契約の締結、元請の代金支払い等)は、発注者から直接工事を請負った元請であることもやむを得ません。ただし、この場合であつても、少なくとも労働者の雇用に要する費用については現金払いとすべきです。  
また、下請代金のうち手形払いの部分については、形期間は、できる限り短い期間とすべきで、特に建設業は他産業と比較すると手形期間が長くなる傾向にあり、十分に注意すべきです。

守るべきであるとされている事項(一括下請の禁止等、下請の選定、合理的な下請契約の締結、元請の代金支払い等)は、発注者から直接工事を請負った元請であることもやむを得ません。ただし、この場合であつても、少なくとも労働者の雇用に要する費用については現金払いとすべきです。  
また、下請代金のうち手形払いの部分については、形期間は、できる限り短い期間とすべきで、特に建設業は他産業と比較すると手形期間が長くなる傾向にあり、十分に注意すべきです。

水準も低い、そして信用力が弱い等々、大企業に比べ中途放棄、代金不払いが大半となります。この範囲は案外間違われないので、念のため図示すると、第1図のようになります。  
三、審査会の管轄  
大臣許可同士の争い、大臣許可と施工主間、あるいは知事許可でも府県をまたがる業者間の争いは中央で、その他の場合は原則としてそれぞれの都道府県審査会の管轄となります。

裁判は、手続が民事訴訟法に定められており、またその法的判断の公平性、妥当性、手続の厳格性について社会一般の高い信頼と評価が確立されています。しかし、そのために、否それ故にこの裁判には、いささか時間と費用がかかり過ぎて、弱者には縁がなかったり、また緊急の救済には役立たぬとの非難や誤解のあることは残念なから事実のようです。  
さらに、裁判官には複雑な建設技術の専門家が数少ないことも、長期化する一因をなしてしまつてしまつた。なにより、土木、建築の建設工事紛争とすると、④ 件数が多発、多種、⑤ 法律判断もさうだが、⑥ 法律判断もさうだが、むしろ技術的知識が求められる。⑦ 争い、争いは現実的、緊急を要するわけである。他の一般民事事件とは相当異質であることは容易に肯かれます。

④ 簡易性  
申請の手続きが至って簡単です。委員が積極的に直接問答形式で審理をすすめて、解決案を見付けます。  
⑤ 迅速性  
一回に四時間ぐらいも集中的に行い、一月間隔で精力的に開きます。  
⑥ 専門性  
技術の専門家が直接審理に加わり、機敏に争点の核心に立ち入り、真実の探求に努める柔軟性があります。  
⑦ 低廉性  
手数料は、裁判費用に比してはるかに安い。  
⑧ 非公開性  
原則的に非公開の審理であるため、当事者は委員を信頼して、ありのままを他者に知られず自由に答弁、主張できます。  
⑨ 公平性  
裁判においては普通、法律の不知は救済されず、その人は不利益を負うので、やむを得ず弁護士に代理してもらつてることが多いが、審査会では実質的に妥当と思われる解決を公平の名のもとに進めるから、誰でも安心・納得して参加できます。

④ 簡易性  
申請の手続きが至って簡単です。委員が積極的に直接問答形式で審理をすすめて、解決案を見付けます。  
⑤ 迅速性  
一回に四時間ぐらいも集中的に行い、一月間隔で精力的に開きます。  
⑥ 専門性  
技術の専門家が直接審理に加わり、機敏に争点の核心に立ち入り、真実の探求に努める柔軟性があります。  
⑦ 低廉性  
手数料は、裁判費用に比してはるかに安い。  
⑧ 非公開性  
原則的に非公開の審理であるため、当事者は委員を信頼して、ありのままを他者に知られず自由に答弁、主張できます。  
⑨ 公平性  
裁判においては普通、法律の不知は救済されず、その人は不利益を負うので、やむを得ず弁護士に代理してもらつてることが多いが、審査会では実質的に妥当と思われる解決を公平の名のもとに進めるから、誰でも安心・納得して参加できます。

# 紛争処理制度のQ&A

人が存在する限り、おおよそめんどくさい紛争は避けられませんが、事業経営もその人が行う以上、トラブルや紛争をゼロにすることは、残念ながら不可能と言わざるを得ないでしょう。  
建設業界においては、なお更のこと。工事に伴い、大小さまざまなケースが日常発生していますが、これらすべてを裁判所に持ち込み、司法判断に委ねていくのでしょうか。もしそんなことをしたら、裁判所はパンクしかねないでしょう。

そこで今回は、我が国の紛争処理制度を、ある日の問答で、あらましをご紹介します。  
Q なるほど工事に關するトラブル(不正や不利益な取り扱い)が生じた場合、我々はその救済をすべて訴訟で解決するのは好ましくないことがわかりました。  
それなら国は、裁判所に持ち込まなくても公正に処理できる方法を講ずるべきではないですか。  
A その通り。そこで国は

判の前に準司法的？な機能を持たせた行政制度を用意しています。  
Q 独禁法のことでしょうか。当時の話し合いでは解決できない時は、公正取引委員会に申し立て、中小企業者の主張を公正に聞いてもらい救済願えるといつか伺いました。  
A 独禁法は、ご承知の通り、一口に申せば「自由競争を保障して消費者の利益を保護する」のが目的です。従って、次のような不正な取引方法には特に目をひかせます。例えば  
① 不当な顧客誘引や強制  
② 不当な差別や拘束した取引  
③ 不当な対価や取引妨害  
④ 取引上の地位を不当に利用していないか等々  
しかし一般の監視や取り締まりでは不十分です。から、十五年前には、建設業のために、わざわざ請負工事に適用する不正

取引の基準を細かく作って公示し、予防を図っていることは周知の通りです。(紙面の都合で全文掲載は省略)です。独禁法に違反してこれらの不正な取引に明らかに関連すると思われる場合、事業者はいつでも事実を具体的に立証して救済を求める道は確保しているわけです。  
Q なるほど、公取委が味方になってくれるとは、下請業者にとっては一応心丈夫なことですが、しかし、失礼ではありますが建設工事の処理には相当な専門知識を必要とするし、公取委の事務は長時間を要し、緊急の救済には向きません。との声も耳にします。  
A もっともなご指摘です。この種の事件処理は迅速を必要とします。そこで、本訴より、また公取委より、さらに簡単に、はるかにスピーディー、そして専門スタッフにより公正を保つていく設計された制度が、いわゆる建設法の紛争処理制度なのです。従って、少なくとも請負工事のトラブル処理に当たっては(裁判所に訴える前に)また公取委への申告よりも、まず都道府県庁へ相談するようにと、今、行政は指導しているようです。

それらを最初に教えてもらえば有難かったです。大分回り道で損したようないです。  
A 建設法を、実はあまり勉強していません。簡明に解説願えないでしょうか。  
Q 建設法の全部を説明する紙数はありませんし、ここではそのうちの紛争処理の部分だけに限定してもらいます。(具体的に同法の第三章の規定)建設法は、ご承知の

さらには次の事項をきちんと守るようにならなければならない。  
① 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと  
② 注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由がないのにその工事の下請代金の支払い期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせないこと  
③ 下請代金の支払いは、できる限り現金払いとする  
④ 手形期間は、できる限り短い期間とすること。  
下請代金の支払い方法については、下請契約の中で明確にさせておくべきです。その場合に、できる限り

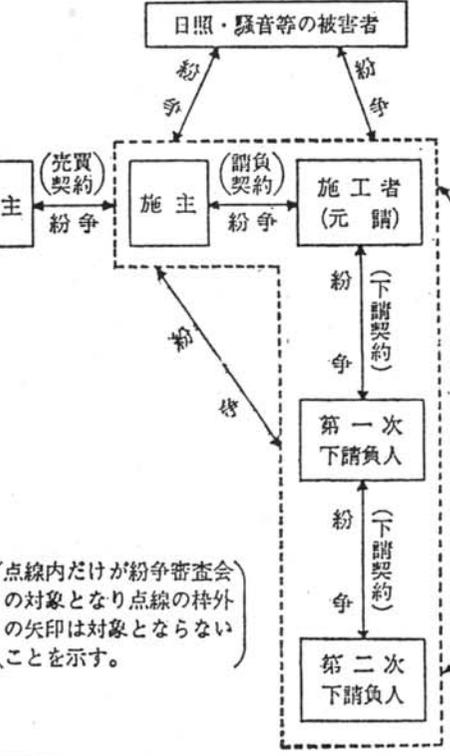
守るべきであるとされている事項(一括下請の禁止等、下請の選定、合理的な下請契約の締結、元請の代金支払い等)は、発注者から直接工事を請負った元請であることもやむを得ません。ただし、この場合であつても、少なくとも労働者の雇用に要する費用については現金払いとすべきです。  
また、下請代金のうち手形払いの部分については、形期間は、できる限り短い期間とすべきで、特に建設業は他産業と比較すると手形期間が長くなる傾向にあり、十分に注意すべきです。

水準も低い、そして信用力が弱い等々、大企業に比べ中途放棄、代金不払いが大半となります。この範囲は案外間違われないので、念のため図示すると、第1図のようになります。  
三、審査会の管轄  
大臣許可同士の争い、大臣許可と施工主間、あるいは知事許可でも府県をまたがる業者間の争いは中央で、その他の場合は原則としてそれぞれの都道府県審査会の管轄となります。

裁判は、手続が民事訴訟法に定められており、またその法的判断の公平性、妥当性、手続の厳格性について社会一般の高い信頼と評価が確立されています。しかし、そのために、否それ故にこの裁判には、いささか時間と費用がかかり過ぎて、弱者には縁がなかったり、また緊急の救済には役立たぬとの非難や誤解のあることは残念なから事実のようです。  
さらに、裁判官には複雑な建設技術の専門家が数少ないことも、長期化する一因をなしてしまつてしまつた。なにより、土木、建築の建設工事紛争とすると、④ 件数が多発、多種、⑤ 法律判断もさうだが、⑥ 法律判断もさうだが、むしろ技術的知識が求められる。⑦ 争い、争いは現実的、緊急を要するわけである。他の一般民事事件とは相当異質であることは容易に肯かれます。

④ 簡易性  
申請の手続きが至って簡単です。委員が積極的に直接問答形式で審理をすすめて、解決案を見付けます。  
⑤ 迅速性  
一回に四時間ぐらいも集中的に行い、一月間隔で精力的に開きます。  
⑥ 専門性  
技術の専門家が直接審理に加わり、機敏に争点の核心に立ち入り、真実の探求に努める柔軟性があります。  
⑦ 低廉性  
手数料は、裁判費用に比してはるかに安い。  
⑧ 非公開性  
原則的に非公開の審理であるため、当事者は委員を信頼して、ありのままを他者に知られず自由に答弁、主張できます。  
⑨ 公平性  
裁判においては普通、法律の不知は救済されず、その人は不利益を負うので、やむを得ず弁護士に代理してもらつてることが多いが、審査会では実質的に妥当と思われる解決を公平の名のもとに進めるから、誰でも安心・納得して参加できます。

第1図 紛争審査会が取扱う紛争の範囲



紛争審査会が取扱う紛争の範囲を示す。点線内だけが紛争審査会の対象とならないこと。点線外は紛争審査会の対象とならないこと。

第2図 あっせん、調停、仲裁の相違点

区分	あっせん	調停	仲裁
解決方法	担当委員が対立する当事者に話し合いの機会を与え、双方の主張の要点を確かめ事件が解決するように努める	担当委員が当事者の意見を聞き、場合によっては調停案を作るなどして解決を図る	担当委員が当事者の意見を聞き合意成立の見込みがない場合は仲裁判断書を作る。合意に達した場合は強制力のない和解調書を作る場合と、合意事項に確定判決と同一の効力を付与するため仲裁判断の内容とする場合がある
委員数	1人	3人	3人
委員構成	事件の内容により法律系委員又は技術系委員	運用上1人は法律系委員、他は委員、他は技術、又は法律系委員の中から適宜	少くとも1人は法律系委員、他は技術又は法律系委員
委員の指定	審査会々長が行う	左に同じ	両当事者が合意して選定。選定されなければ会長が行う
罰則	なし	あり	なし
裁判を受ける権利	なくならない	なくならない	なくなる。但し当事者が合意した場合は裁判も可
強制力	なし	なし	執行判決を得れば仲裁判断による強制執行も可能

一、紛争審査会のしくみ  
この審査会は、土木、建築等の請負工事に關する紛争を処理するために、中央と各府県に置かれた特殊な構成機関である。  
構成委員には、意思決定に加わる「委員」と個別の事件のみを担当する「特別委員」の区別があり、かつその履行に關する紛争処理に關する限りは「特別委員」に限定されること。前述の通りです。予めおことわりをして、以下、概説に入りましよう。

一、紛争審査会のしくみ  
この審査会は、土木、建築等の請負工事に關する紛争を処理するために、中央と各府県に置かれた特殊な構成機関である。  
構成委員には、意思決定に加わる「委員」と個別の事件のみを担当する「特別委員」の区別があり、かつその履行に關する紛争処理に關する限りは「特別委員」に限定されること。前述の通りです。予めおことわりをして、以下、概説に入りましよう。

# 愛の物語がいっぱい

## 辰年、竜のはなし

竜という、どんな姿を思い浮かべますか。天翔けて雲を起す絵の中の竜、大きく見開かれた目や口が恐ろしい怪物の竜、あるいは映画「ネバーエンディング・ストーリー」や「竹取物語」の中の特撮の竜、子供たちは、松谷みよ子さんの童話「龍の子太郎」を思い浮かべるかもしれません。空想の動物であるにもかかわらず、身近に感じられる竜、今年はこの竜の年、辰年です。

◇東の竜、西のドラゴン  
辰、すなわち竜は、十二支の中で唯一の空想上の動物です。しかし、民話の中では洋の東西にまたがって活躍しています。伝えられる姿は、国や地域、また時代によってさまざまですが、その代表的な姿を紹介すると……

東洋の竜は、中国の「爾雅翼」(十二世紀)という書物によれば、①角は鹿②頭は蛇(ちくた)③眼は鬼(鬼といふ説もあり、赤い)

と意味らしい④うな(うな)⑤腹は鱗(みずち)⑥蛇に似た想像上の動物⑦にも見られる古い伝説で、話の中に竜神の竜は出てきませんが、乙姫は竜王の娘なので正体は竜女ということになります。この話では竜は美姫として現れますが、日本の竜の話としては湖や川の主の竜が美青年として現れる物語の方が多くあります。例として信濃の大沼池の主、黒竜「昔、信濃の小谷城に高梨政盛という殿様がいて、黒姫という美しい姫を可愛がって育てていました。ある日、姫を垣間見た黒竜は、すつかり姫に夢中になり、美しい小姓の姿になり、礼をつくして頼みました。しかし、小姓の正体を竜と知る政盛は首をたてにふりません。竜がなお頼むので、政盛はついに「私が城の周りを馬でまわるので、それについてこれたら姫をめぐらせます」と約束し、政盛は城の周りにいろいろな仕掛けをしますが、竜は傷つきながらも約束を果たします。

しかし、政盛はとりあわぬ美青年として現れる物語の方が多いようです。例として信濃の大沼池の主、黒竜「昔、信濃の小谷城に高梨政盛という殿様がいて、黒姫という美しい姫を可愛がって育てていました。ある日、姫を垣間見た黒竜は、すつかり姫に夢中になり、美しい小姓の姿になり、礼をつくして頼みました。しかし、小姓の正体を竜と知る政盛は首をたてにふりません。竜がなお頼むので、政盛はついに「私が城の周りを馬でまわるので、それについてこれたら姫をめぐらせます」と約束し、政盛は城の周りにいろいろな仕掛けをしますが、竜は傷つきながらも約束を果たします。



黒姫と黒竜の物語。黒竜は黒姫を可愛がって育てていました。ある日、姫を垣間見た黒竜は、すつかり姫に夢中になり、美しい小姓の姿になり、礼をつくして頼みました。

## ◆スクラップニュース◆

### 目立つ下請泣かせ

公取委は、このほど、円高を親企業から不正な取引を求められがちな下請企業への対策等での活動状況をまとめて閣議に提出した。

これによると、審査件数は二百二十六件、勧告は八十八件、警告は八十八件、ほぼ前年並みと言えそうだが、製造業界での価格カルテルが、前年度に比べると減少している傾向を重視している。下請法違反として警告したのは、千九百二十八件。内訳は、割引の難しい百二十日以上の手形払い三百五十二件、代金の支払い遅延六百三十三件、代金の値引きが百五十七件であった。

これは、前年度に比べると必ずや村に幸を授けるであろうと告げました。以来、村人が雨乞いをするや竜が姿を見せて雨を降らせたそうです。

このほか「竜神と花売」や「竜神の伝説」など、竜神が宝物や呪い物を授ける話も伝えられています。

## 吉宗の定免制

昨年、売上税が、論点になったが、最も重要な問題は論じられなかったように思う。というのは、税はさまざまな点で経済に影響を与え、思わぬ発展をうながす契機となることもあるからである。

こんなことを考えたのは、徳川吉宗による定免制の実施である。これは理屈から言うと「改悪」なのだ。

が、結果はそうはならなかった。では、定免制とは何なのか。徳川時代は人口の八割以上が農民だから、税は専ら収穫に課され、原則は五公五民である。これは収穫の五割だから、いわば所得税であり、豊凶にかかわらず五割とられる。豊年なら税収も多いが、農民の収入も多く、凶年はその逆になる。ところが定免制はそうではなく、豊凶にかかわらず一定の額を課するわけだ。これによって政府の収入は安定するが、凶作のとき農民はひどい状態になる。さらに査定の仕事によって、豊作でもやっとならば、凶作だからといって減免を嘆願するわけにもいかない。

と考えると「改悪」で、反対が許されれば大反対になったかもしれないが、結果はちがっていた。というのは税額は一定しており、それ以上取られる心配はないから、農民はあらゆる工夫をして生産量を増大し、生産性を向上しようとする。さらに畑地も一反歩永楽二五〇貫文と定められ

## ミニカルチャー

「正路に商いすべし」の中にいきいきと述べられていて、今日に脈々と語り継がれている。

これら関西商法の側面を

## 関西商法の神髄

### 時代を超えて生き続ける名言

「商機のがすな」「やるんなら今や」「いっちょやったるか」「やらいでか」「やってみせませ」「みとくんははれ」「金のないのは首なし」「金銀が町人の氏系」「世に銭より面白きものはなし」「死ぬまで金銀を死に金使わず生き金使

「商機をのさばる」「やるんなら今や」「いっちょやったるか」「やらいでか」「やってみせませ」「みとくんははれ」「金のないのは首なし」「金銀が町人の氏系」「世に銭より面白きものはなし」「死ぬまで金銀を死に金使わず生き金使

「浮利を追わず」「始末しなはれ」「己勤」「ソロバンはじいてかき走れ」

「損して得とれ」「きえ」「小利を積んで大となす」「薄利多売」「朝起五両・夜買手の手幸い」「自利利他共の共存」「売って感謝、買って感謝」

「世間様のおかげを受けろ」「もったいない」「商いの身は、身を知らず」「分を超えず」「ほどに」「上を見な」「分限を知れ」「足るを知れば万福長者」「船場商法腹八分目」「我は先祖の手代」

「陰徳あれば陽報あり」「陰徳あれば子孫に災い」「先義後利」「人知れず社会につくせ」「余徳を積め」「公益のために私財を投ぜよ」

印亜鉛鉄板. ステンレス

# 月星商事株式会社

本社/東京都中央区八丁堀4丁目4番2号  
大阪支店/大阪市此花区桜島三丁目10番44号  
TEL 06 (462) 4 4 6 1

支店/姫路・静岡・北関東・神奈川・郡山・小山・千葉・埼玉・土浦

営業所/和歌山・高松・福山・福岡・名古屋・山梨・札幌・桜島倉庫・浦安倉庫

## スパイラルダクト 各種フレキ

### 消音器 吹出口

# 日本産業機械株式会社

大阪支店 大阪市北区天神橋2丁目4番17号(千代田第一ビル)  
☎530 電話06(357)0121(代表)

本社 東京都中央区日本橋小網町9番9号(安田生命館ビル)  
☎103 電話03(667)3111(代表)

寒さが一番苦手

高血圧・脳卒中

◆症状・原因

高血圧症は、頭痛、目なり、めまいなどの身体症状、イライラ、激しい疲労感などの神経症状の原因となります。また、恐ろしい脳卒中の原因にもなります。

冬のように寒い日には、血圧は通常の10~20ミリ以上も高くなり、精神ストレスでも同じく血圧は高くなります。

◆治療・予防

精神ストレスや寒冷ストレスの解消を心がけること。喫煙は、当然やめましょう。1日の食塩摂取量を10グラム以下にします。また、市販のカリウム塩を用いるのも、高血圧予防に効果があります。運動不足からくる肥満を防ぐことも忘れずに。



赤い尿は警戒信号

急性腎炎

◆症状・原因

秋から冬にかけて多いのが、急性腎炎。カゼやへん桃炎にかかったあと引き続いて起こることがよくあります。尿の回数や量が少なくなったり、急に色が赤くなるといった症状があらわれたら、早目に尿検査をしてもらうことです。

◆治療・予防

初期には保温して安静を守ること。むくみや尿変化が消えても、医師の指示に従ってしばらくは安静に。1か月間くらいは、食塩制限などの食事療法が必要になります。再発防止をふくめて、とくに下半身を冷やさないよう用心すること。



■手洗い・うがいの励行  
手洗い・うがいは、意外と効果があるものです。のどや手についたウイルスを完全に洗い流してしまいうけにはいきませんが、細菌は五〇%くらいといわれています。



予防でカゼと縁切り

寒さに勝つ体力つける

茶や水でうがいしてもかまいません。寒さに負けない体力づくりを。からだにカゼ・ウイルスが侵入しても、発病する人はいません。

カゼは、空中に飛び散っているウイルスから感染します。ですから、カゼがはやっているときには、なるべく人混みに入らないように心がけることです。マスクはあまり効果はありませんが、ウイルスをなるべく吸い込まない点と、はな、のどを不必要に刺激しないという点では、カゼの予防になります。

■人混みに入りにくいように  
カゼは、空中に飛び散っているウイルスから感染します。ですから、カゼがはやっているときには、なるべく人混みに入りにくいように心がけることです。マスクはあまり効果はありませんが、ウイルスをなるべく吸い込まない点と、はな、のどを不必要に刺激しないという点では、カゼの予防になります。

■バランスのとれた食事を  
レバー、肉、卵、魚、大豆製品、乳製品などのたんぱく質と、ビタミン類の豊富な野菜、なかでも緑黄色野菜をたっぷりとりましょう。

カゼをひかない人はありませんが、予防をするのとは、従来の「Aソ連型」のウイルスが大変身したものであって、予防にもひと工夫が必要だったといわれています。

健康メモ

昨年インフルエンザが猛威をふるいました。これは、従来の「Aソ連型」のウイルスが大変身したものであって、予防にもひと工夫が必要だったといわれています。

カゼは初期治療が肝心です。のどが痛い、はなみずが出る、寒けがするなどカゼの兆候があったら、その日はムリをせず、早めに寝ることを。おかしなと思ったら、早くに寝る。

ふだんからからだを鍛えて抵抗力をつけておけば、ウイルスが侵入しても発病を防げるはず。乾布まきつや薄着を習慣づけ、寒さに対する抵抗力をつけておきましょう。

からだの保温に気をつけよう

関節炎・神経痛・リウマチ

◆症状・原因

寒くなると、特に痛みが強くなる病気ですが、腰から大腿後面が持続的に痛む坐骨神経痛などは、冬の間が一番ひどくなります。

◆治療・予防

入浴してからだを温めたり、物理療法的な加温機を使うとよいでしょう。鍼や灸などの東洋医学による治療も効果があります。鎮痛薬も一時的におさえるのなら可能。



心のゆとりが大切

心臓病 (心筋梗塞) 狭心症

◆症状・原因

狭心症と心筋梗塞は、心筋に酸素や栄養を与える冠状動脈が硬化してその内径が狭くなるため、心筋に供給される血液量が減って起こる病気。運動不足、食べ過ぎ、ストレスなどが誘因となります。

◆治療・予防

食べ過ぎ、とくに、動物性脂肪のとり過ぎに注意しましょう。過労からくる精神的ストレスを解消しましょう。毎日、軽くからだを動かす習慣を。緊張の続く生活から静養的生活への転換をはかることが不可欠。また、寒さは最大の敵。



新日鉄亜鉛鉄板、月星印亜鉛鉄板  
日板ファブリダクト、日板フランジその他  
—日本鉄板指定問屋—



本社 581 八尾市西弓削1丁目5番地 電話 0729(49)7181代表  
滋賀営業所 530-30 滋賀県栗太郡栗東町出庭中 電話 0775(3)4481代表  
尼崎営業所 661 尼崎市時友字ヤセダ153の1番地 電話 06(43)1192  
ファクシミリ 06(43)3604

亜鉛鉄板・カラー鉄板・表面処理鋼板・ステンレス・  
一般鋼材・空調資材・保温保冷材料・配管資材・土木建材・  
荷造用材・給排水鉄管・阻集器・モノタイトバルブ  
新日本製鐵 日新製鐵



大成鐵鋼株式会社

〒564 吹田市江坂2丁目4番1号 大阪 電話 (06)385-0481~8  
FAX (06)385-0488  
〒702 岡山市浦安本町90番地の1号 岡山 電話 (0862)64-6077~8  
FAX (0862)64-2058

亜鉛鉄板・一般鋼材

建材製品全般卸問屋

株式会社 奥村幸次商店

本社 大阪市都島区都島本通1-6-18 TEL 06(928)3161(代)  
FAX 06(928)3168  
奈良 橿原市今井町3-12-6 TEL 07442(4)3838  
FAX 07442(5)3448  
泉州 泉佐野市長瀧 4062-2 TEL 0724(63)4835  
FAX 0724(63)2695

KLIF®

排煙口・防煙ダンパ・給気口・アクセスドア

クリフ株式会社

本社 〒188 東京都田無市南町6-7-17  
電話 0424(61)2777(代)  
大阪営業所 〒532 大阪市淀川区西中島4-9-20  
隆光ビル202号  
電話 06(303)0764